

平成29年4月からの

低入札価格調査基準(調査基準価格)を改定します

平成29年3月
高知県土木部建設管理課

建設工事の一般競争入札について、低入札価格調査基準(調査基準価格)を改定し、平成29年4月1日以降に公告するものから適用します。

(平成29年3月31日までに公告したものは、4月1日以降に入札を実施するものであっても、従来の調査基準価格によります。)

◎低入札価格調査基準の改定

○直接工事費：「直接工事費の95%」から「97%」に引き上げます。

○低入札価格調査基準の額(調査基準価格)は、下記①または②の各項目の合計額。

○設定する範囲は、予定価格の10分の7以上10分の9以下の範囲内。

(例：下記の合計額が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9の額とする。)

現行	改定後
①建築工事(下の②)以外(土木一式工事等)	
設計金額における直接工事費の95%	→ 97%
〃 共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃 現場管理費の90%	→ 変更なし
〃 一般管理費の55%	→ 変更なし
②建築工事	
設計金額における(直接工事費の90%)×95%	→(直接工事費の90%)× 97%
〃 共通仮設費の90%	→ 変更なし
〃 (直接工事費の10%+現場管理費)×90%	→ 変更なし
〃 一般管理費の55%	→ 変更なし

注)失格基準の改定はありません。

直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×90% 一般管理費×55%